鹿島市企業誘致推進基盤整備事業補助金

■ 適用要件 ■■

- 1. 進出協定を締結 2. 市内空き物件を活用した事業所の新設
- 3. 増加新規地元雇用者等数(配置転換者含む。)が1名以上 4. 市税等の完納

項目	補助額等	限度額等
①事業所改装費補助	事業運営を開始するために必要な物件の補修・改装経費への助成 補助率:100%	事業開始年度 1 回限り 限度額: 250万円または②~⑥ の当該年度補助合計額の低い方
②事業所賃貸料補助	事業所賃貸料への助成 補助率:50%	事業開始から3年間 限度額:100万円/年
③雇用奨励補助	新規地元雇用を奨励するための雇用経費への助成 補助額:20万円/人(定額)	事業開始年度 1 回限り 限度額:240万円
④従業員家賃補助	従業員の居住の用に供する住宅家賃への助成 補助率:50% ※事業所からの住宅手当等を除く家賃が対象	事業開始から3年間 限度額:50万円/年
⑤通信経費補助	事業運営に係る通信経費への助成 補助率:50%	事業開始から3年間 限度額:50万円/年
⑥ふるさとテレワーク等 推進費補助	事業運営に必要な従業員の研修費用のほか、セミナー等の開催経費への助成 補助率:100%	事業開始から3年間 限度額:50万円/年

■■ その他条件 ■■

- 1. ①事業所改装費補助のみの助成は不可
- 2. ②~⑥の補助合計額の限度額は250万円/年間